

2023 年 4 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

日本精工株式会社

東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

代表執行役社長 市井 明俊



NSK ステアリング&コントロール株式会社

東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号

代表取締役社長 大竹 成人



日本精工株式会社（以下「NSK」）と NSK ステアリング&コントロール株式会社（2023 年 4 月 1 日に株式会社 ADTech から商号変更。以下「NS&C」）は、2023 年 2 月 24 日付で両社の間で締結した NSK を吸収分割会社、NS&C を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」）に基づき、2023 年 4 月 1 日午後 11 時 59 分を効力発生日とし、販売／調達に関わる対外取引の権利義務（共同開発に関する契約、開発の受委託に関する契約、及びライセンス契約は除きます。）及び雇用契約以外の NSK のステアリング&アクチュエータ本部の事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2023 年 4 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 785 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

NSK は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件吸収分割により NS&C は NSK の債務を承継しないため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

NS&C の株主は NSK のみであり、NS&C に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本件吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

NSK は、NS&C の完全親会社であり、かつ、特別支配株主であることから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

NS&C は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 2 月 27 日付の官報及び日刊工業新聞への公告掲載により債権者に対して公告いたしましたが、同条第 1 項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

NS&C は、2023 年 4 月 1 日付をもって、販売／調達に関わる対外取引の権利義務（共同開発に関する契約、開発の受委託に関する契約、及びライセンス契約は除きます。）及び雇用契約以外の NSK のステアリング&アクチュエータ本部の事業に関する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 3 日（月曜日）（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) NSK は会社法第 784 条第 2 項の規定により、本件吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本件吸収分割を実施いたしました。

(2) NS&C は、本件吸収分割に際して本件吸収分割契約に基づき、普通株式 2,000 株を発行し、その全てを NSK に割当て交付しました。

(3) 本件吸収分割による NS&C の資本金の増加はありません。

以 上